|  |
| --- |
| **住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額** |

障がいのある人が居住する既存の住宅について、令和６年３月３１日までに、一定のバリアフリー改修工事が行われた場合、翌年度分の固定資産税額の３分の１が減額となります。なお、都市計画税については、減額措置はありません。

改修工事完了後、３か月以内に市に対して申告が必要になります。詳しくは、資産税課へ

お問い合わせください。

●減額対象家屋等について

・減額対象家屋の要件

用　　途　……　専用住宅（マンション等の区分所有家屋の専有部分を含む）

併用住宅（居住部分の面積割合が１棟全体の１/２以上）

要　　件　……　新築された日から１０年以上を経過した住宅で改修後の住宅の床面積が

５０㎡以上２８０㎡以下

《工事期間》改修工事が令和６年３月３１日までに完了

・減額の内容

対象税額　……　一戸あたり１００㎡までに相当する額

減 額 率　……　３分の１

期　　間　……　１年

・工事内容要件

次の工事で、補助金等を除く自己負担額が５０万円超のものが対象

・廊下の拡幅　　　　・階段の勾配の緩和　　・浴室の改良　　　　　・便所の改良

・手すりの取付け　　・床の段差の解消　　　・引き戸への取替え　　・床表面の滑り止め化

・居住者の要件

次のいずれかの人が、申告時に居住していること

・ ６５歳以上の人

・ 障がいのある人並びに要介護認定、要支援認定を受けている人

●問い合わせ先

浜松市役所資産税課　☎４５７－２１６５

|  |
| --- |
| **少額預金・少額公債の利子非課税制度**  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 限度額 | 対　象　者 | 区　分 | 窓　口 |
| マル優　　※１ | ３５０万円 | 身体障害者手帳所持者療育手帳所持者精神障害者保健福祉手帳保持者特別障害者手当受給者等 | 非課税 | 各金融機関 |
| 特別マル優※２ | ３５０万円 |

※１　銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など

※２　利付国債、公募地方債